

いすみ市第6期障害福祉計画
いすみ市第2期障害児福祉計画



令和3年3月
いすみ市

「いすみ市第6期障害福祉計画・

第2期障害児福祉計画」の策定にあたって



いすみ市では、誰もが障害や障害のある人を理解し、障害者が住み慣れた地域の中で自立し、安心して生き生きと暮らせるようノーマライゼーションの理念の浸透を図るとともに、障害者総合支援法による障害者の日常生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、計画的に推進してまいりました。

令和2年3月には、「誰もがその人らしく ともに心豊かに安心して暮らすことができる まちづくり」を基本理念とする「第3次いすみ市障害者計画」を策定し、すべての人々の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して障害福祉施策の推進に努めてまいりました。

この度、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画が令和2年度末で終了することに伴い、障害のある人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、また、障害のある子どもたちが十分な支援や教育を受けることができるよう支援体制の充実を図るため「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、障害福祉における最も重要な「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会の実現を目指します。障害のある子には、出生から成長に合わせて地域の身近な場所において、療育等に関する情報や支援サービスの提供を図るとともに、地域における包括的な支援が受けられるよう保健・医療・福祉の関係機関の連携促進に努め、切れ目のない支援体制の構築を図ってまいります。

今後とも、障害福祉推進のため市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました、いすみ市障害者計画等策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査や関係機関のヒアリング等で貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様方に、心から敬意と感謝を申し上げます。

令和3年3月

いすみ市長 太田 洋

目 次

第1部 総論（計画の策定にあたって）

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 制度の動向	5
5 計画の対象	6
6 基本理念	6
第2章 障害のある人の状況について	7
1 人口・世帯の状況	7
2 障害者手帳所持者等の状況	8
第3章 実態調査結果の概要	12
1 アンケート調査の概要	12
2 調査結果	13
3 事業所・団体ヒアリング調査の概要	17

第2部 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

第1章 令和5年度の目標値の設定	20
1 令和5年度の成果目標	20
目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	20
目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	22
目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	23
目標4 福祉施設から一般就労への移行等	24
目標5 障害児支援の提供体制の整備等	28
目標6 相談支援体制の充実・強化等	30
目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	31
目標8 発達障害者等に対する支援	32
第2章 障害福祉サービス等の実績及び今後の見込量	33
1 訪問系サービス	33
2 日中活動系サービス	35

3	居住系サービス	41
4	相談支援サービス	43
5	障害児通所支援等サービス	44
6	障害児相談支援サービス	46
7	医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	47
第3章 地域生活支援事業		48
1	地域生活支援事業（必須事業）	48
2	地域生活支援事業（任意事業）	54

第3部 計画の推進に向けて

1	計画推進に向けての具体的方策	57
2	障害福祉サービス等の充実	57
3	制度の周知及び相談支援体制の充実	57
4	適正な障害支援区分認定	58
5	利用者負担の軽減制度の周知	58
6	人材の育成・確保やサービスの質の向上	58
7	計画の推進体制	58
8	計画の進行管理	59

資料編

1	用語説明	60
2	いすみ市障害者計画等策定委員会設置要綱	67
3	いすみ市障害者計画等策定委員会委員名簿	69

第1部 総論（計画の策定にあたって）

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成18年4月、障害者自立支援法の施行により、3障害（身体障害、知的障害、精神障害）を一元化した枠組みによる新たな制度へと移行しました。現在は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享受する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業、その他の必要な支援を総合的に行うこととしています。

さらに、平成30年4月、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により、障害のある人自らが望む地域生活を営むことができるような「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障害のある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障害児福祉計画を策定することになりました。

そのため、いすみ市では、平成30年3月に「いすみ市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、総合的かつ計画的に障害者施策の取り組みを進めてきました。

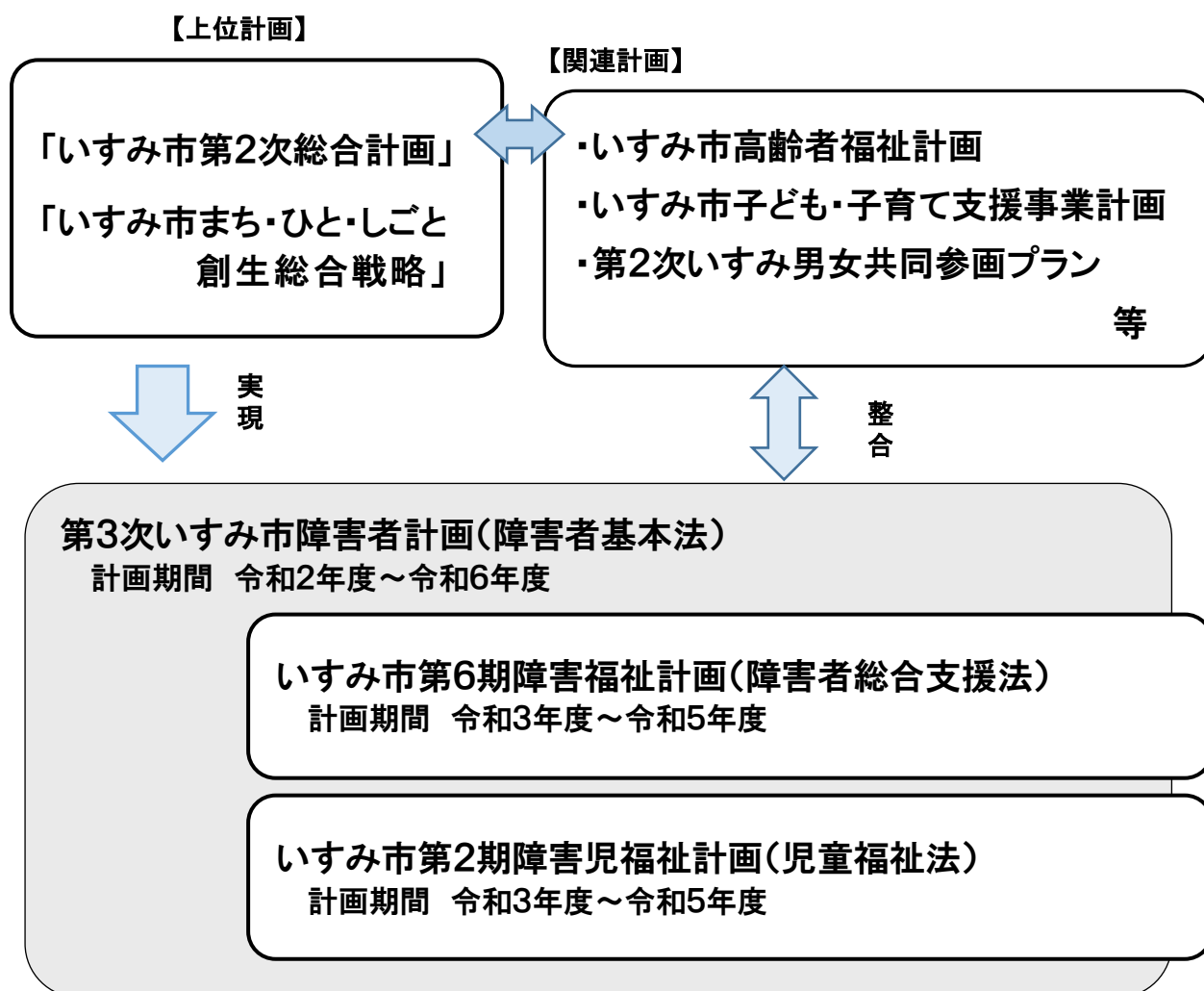
この「いすみ市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」（以下「現計画」という。）が令和2年度をもって計画期間を終了するため、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定により、いすみ市の障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の状況等を踏まえた障害者等のための施策及び障害があっても住み慣れた地域で生活できるよう、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供に関する体制づくりや、サービスを確保するための方策、障害児通所支援、障害児相談支援の目標値等を定めた「いすみ市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として位置づけられるものです。

策定にあたっては、現計画に基づく取組の進捗状況やいすみ市における障害福祉サービスの現状を踏まえながら、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和 2 年厚生労働省告示第 213 号）（以下「国の基本指針」という。）により、基本的な方針、即すべき事項を定めるとともに、いすみ市の市政運営の最上位計画である「いすみ市第 2 次総合計画」及び障害福祉分野の上位計画である「第 3 次いすみ市障害者計画」等との整合性を図りました。

なお、本計画は、計画期間中の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援を提供するための体制の確保が計画的に行われるようにします。



(1) 市町村障害福祉計画の法律上の根拠

【障害者総合支援法の抜粋】

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 市町村障害児福祉計画の法律上の根拠

【児童福祉法の抜粋】

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(3) 国の基本指針

【障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の抜粋】

この指針は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和 5 年度末の目標を設定するとともに、令和 3 年度から令和 5 年度までの第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業並びに障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保
- 7 障害者の社会参加を支える取組

3 計画の期間

いすみ市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とします。

なお、法制度の改正や社会情勢の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
第2次いすみ市障害者計画 (平成27～令和元年度)					第3次いすみ市障害者計画 (令和2～令和6年度)				
第4期障害福祉計画 (平成27～平成29年度)			第5期障害福祉計画 (平成30～令和2年度)			第6期障害福祉計画 (令和3～令和5年度)			
				第1期障害児福祉計画 (平成30～令和2年度)			第2期障害児福祉計画 (令和3～令和5年度)		

(1) 第3次いすみ市障害者計画

「第3次いすみ市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画であり、本市の障害者施策全般に関する基本的な計画として位置づけるものです。「第3次いすみ市障害者計画」と「いすみ市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」との関わりは次のとおりです。

① 第6期障害福祉計画

第3次いすみ市障害者計画を着実に推進するための実施計画として、障害福祉サービスに係る目標値等を中心に定めています。

② 第2期障害児福祉計画

第3次いすみ市障害者計画を着実に推進するための実施計画として、障害児通所支援等に係る目標値等を中心に定めています。

4 制度の動向

年	関連法令等	概要
平成 23 年	◇障害者基本法の一部改正	・ 目的規定や障害者の定義の見直しなど
平成 24 年	◇障害者虐待防止法の施行 ◇障害者自立支援法の一部改正 ◇児童福祉法の一部改正	・ 障害者の虐待の防止に係る国等の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務を規定 ・ 相談支援の充実、障害児支援の強化など ・ 障害児通所支援や育成医療の市町村への権限移譲
平成 25 年	◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者雇用促進法の一部改正 ◇障害者優先調達推進法の施行 ◇障害者差別解消法の成立 ◇公職選挙法の一部改正 ◇障害者の権利に関する条約の批准	・ 障害者自立支援法を改称、障害者の範囲に政令で定める難病の患者を加えるなど ・ 法定雇用率の引き上げ ・ 公機関の物品やサービスの調達を障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進 ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定 ・ 成年被後見人が選挙権・被選挙権を有す ・ 「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託
平成 26 年	◇障害者総合支援法の改正	・ 障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象の拡大、グループホームとケアホームの一元化など
平成 27 年	◇障害者総合支援法の改正 ◇難病医療法の施行	・ 障害福祉サービスの対象となる疾病の拡大 ・ 難病患者に対する医療費助成の法定化、対象疾病の拡大
平成 28 年	◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法の改正 ◇発達障害者支援法の改正	・ 不当な差別取扱いの禁止、合理的配慮の提供 ・ 法定雇用率算定に精神障害者が加わる ・ 基本理念、定義、支援体制の見直し等
平成 30 年	◇障害者総合支援法、児童福祉法の改正 ◇障害者文化芸術推進法の施行	・ 障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 ・ 障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保、計画策定が努力義務化
令和元年	◇障害者雇用促進法の改正 ◇読書バリアフリー法の施行	・ 障害者活躍推進計画策定の義務化 ・ 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

5 計画の対象

障害者総合支援法第4条に定義されている「障害者」及び「障害児」であり、「身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む。）または難病患者（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度のもの）であって18歳以上である者並びに障害児」を計画の対象者とします。いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではありません。

なお、共生社会の実現のためには、障害の有無にかかわらず、広く市民の理解と協力が必要であるため、本計画は、すべての市民を対象とします。

障害者総合支援法

「障害者総合支援法」で規定されている障害福祉計画の対象者は、以下のとおりです。

1. 「身体障害者福祉法」第4条に規定する身体障害者
2. 「知的障害者福祉法」にいう知的障害者のうち18歳以上である者
3. 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条に規定する精神障害者（「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障害者を含み、「知的障害者福祉法」にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者
4. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者

児童福祉法

「児童福祉法」で規定される障害児福祉計画の対象者は、以下のとおりです。

1. 身体に障害のある18歳未満である者
2. 知的障害のある18歳未満である者
3. 精神に障害のある18歳未満である者（「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障害者を含む。）
4. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める者であって18歳未満である者

6 基本理念

いすみ市における障害者の基本計画として「第3次いすみ市障害者計画」が令和2年に策定され、その基本理念を「誰もがその人らしく とともに心豊かに安心して暮らすことができる まちづくり」とし、この理念の下に本計画を展開し取り組みを行います。

**「誰もがその人らしく とともに心豊かに
安心して暮らすことができる まちづくり」**

第2章 障害のある人の状況について

1 人口・世帯の状況

総人口の推移は、平成7年以降は減少傾向で推移しています。平成27年には、40,000人を下回り38,594人となりました。

世帯数は、年々増加しており、平成27年は、14,849世帯です。核家族化の進展などにより世帯の小規模化が進み、1世帯あたり人数が減少しています。

■人口・世帯数などの推移

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	人	43,547	42,835	42,305	40,965	38,594
世帯数	世帯	12,965	13,697	14,382	14,704	14,849
1世帯あたり人数	人	3.4	3.1	2.9	2.8	2.6

(資料：国勢調査)

年齢3区分人口の推移をみると、老人人口(65歳以上)は増加し続け、令和2年には、15,232人、高齢化率が40.6%まで上がっています。

一方、年少人口(14歳以下)は減少し続け、全体に占める割合も令和2年には9.0%となり、少子化がより一層進行しています。

■年齢3区分人口の推移

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
年少人口 (0-14歳)	人	3,728	3,630	3,522	3,457	3,354
	%	9.4	9.3	9.1	9.1	9.0
生産年齢人口 (15-64歳)	人	21,107	20,538	19,962	19,457	18,914
	%	53.1	52.4	51.8	51.1	50.4
老年人口 (65歳以上)	人	14,927	15,021	15,090	15,148	15,232
	%	37.5	38.3	39.1	39.8	40.6
総人口	人	39,762	39,189	38,574	38,062	37,500

(資料：住民基本台帳、各年3月末現在)

2 障害者手帳所持者等の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

いすみ市の障害者手帳所持者数は、令和2年3月末現在、身体障害者手帳所持者が1,841人、療育手帳所持者が368人、精神障害者保健福祉手帳所持者が265人となっています。

① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成30年に一時減少しましたが、その後増加し、令和2年3月末現在、1,841人です。年齢別では、18歳未満が18人(1.0%)、18～64歳が392人(21.3%)、65歳以上が1,431人(77.7%)と高齢化しています。障害部位別では、肢体不自由が934人(50.7%)で全体の半数以上を占めています。次いで、内部障害を持つ障害者も多く628人(34.1%)です。

等級別では、1級が587人(31.9%)と最も多く、次いで、4級が472人(25.6%)となっています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別、障害部位別） (人)

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
年齢	18歳未満	19	16	20	20	18
	18歳～64歳	419	412	411	401	392
	65歳以上	1,375	1,362	1,352	1,395	1,431
障害部位	視覚障害	133	133	125	122	129
	聴覚・平衡機能障害	115	118	111	116	120
	音声・言語・そしゃく機能障害	21	26	27	29	30
	肢体不自由	978	945	946	936	934
	内部障害	566	568	574	613	628
計		1,813	1,790	1,783	1,816	1,841

※各年3月末現在

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別） (人)

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
等級	1級	593	574	578	590	587
	2級	284	273	266	270	281
	3級	294	301	301	310	312
	4級	454	452	448	458	472
	5級	93	96	97	93	94
	6級	95	94	93	95	95
計		1,813	1,790	1,783	1,816	1,841

※各年3月末現在

② 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、令和2年3月末現在、368人で年々増加しています。

年齢別では、18歳未満が46人（12.5%）、18歳以上が322人（87.5%）となっています。

障害程度別では、重度が144人（39.1%）と最も多く、中度と軽度がそれぞれ112人（30.4%）となっています。

■療育手帳所持者数の推移

（人）

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
年齢	18歳未満	70	66	58	51	46
	18歳以上	249	268	301	312	322
程度	重度	104	111	142	141	144
	中度	80	85	101	112	112
	軽度	135	138	116	110	112
計		319	334	359	363	368

※各年3月末現在

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和2年3月末現在、265人となっており、平成28年から63人（31.2%）増加しています。

また、自立支援医療（精神通院医療）受給者は、令和2年3月末現在、432人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

（人）

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
等級	1級（重度）	38	43	28	33	36
	2級（中度）	120	132	120	132	147
	3級（軽度）	44	52	47	65	82
計		202	227	195	230	265
自立支援医療（精神通院医療）受給者		384	402	411	419	432

※各年3月末現在

④ 難病（特定疾病）患者の状況

原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「特定疾患」とし、その治療にかかる医療費の一部を公費で負担しています。

特定疾患と小児慢性特定疾患の合計が、令和2年3月末現在、353人となっています。

■ 医療受給者数の推移 (人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
特定疾患	355	374	328	327	345
小児慢性特定疾患	14	14	13	10	8
計	369	388	341	337	353

※各年3月末現在

(2) 障害のある児童の状況

① 障害児保育

身体障害者手帳、療育手帳を所持している障害児の保育所入所児童数は、平成28年に3人でしたが、令和2年3月末現在、4人に増加しています。

■ 障害児保育の実施状況の推移 (人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
入所児童数	3	2	4	4	4

※各年3月末現在

② 特別支援学級

本市の小中学校に設置されている特別支援学級は、令和2年3月末現在、26学級(小学校20、中学校6)で、在籍している児童生徒数は、77人(小学校55人、中学校22人)となっています。

■ 特別支援学級の学級数と児童生徒数の推移 (人)

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
小学校	学級数	20	20	18	20	20
	児童数	38	39	43	50	55
中学校	学級数	7	7	6	6	6
	生徒数	23	24	24	21	22

※各年3月末現在

③ 特別支援学校高等部

特別支援学校高等部の在籍者は、令和2年3月末現在、14人です。増減はありますが、近年減少傾向にあります。

■特別支援学校高等部在籍者の推移（いすみ市在籍者のみ）（人）

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1年生	8	5	6	5	3
2年生	14	8	6	6	5
3年生	7	14	8	6	6
計	29	27	20	17	14

※各年3月末現在

（3）経済的支援

令和2年3月末時点の特別障害者手当の受給者は57人で、平成30年3月時点を一ケに減少傾向にあります。

障害児福祉手当についても18人で、平成28年3月時点から減少傾向となっています。

特別児童扶養手当についても、42人で、平成28年3月時点から減少傾向となっています。

心身障害者扶養共済制度の加入者は3人、受給者は34人となっています。

■経済的支援受給者数などの推移（人）

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
特別障害者 手当	受給者数	54	51	60	59	57
障害児福祉 手当	受給者数	29	21	20	20	18
特別児童扶養 手当	受給者数	50	47	49	46	42
心身障害者 扶養共済制度	加入者数	6	4	4	4	3
	受給者数	33	32	32	33	34

※各年3月末現在

第3章 実態調査結果の概要

1 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「第6期いすみ市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定に向けて、障害者の生活状況や意向などを伺い、当事者の「声」を取り込んだ計画づくりの基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査対象・調査方法・回収結果

○調査対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び児童発達支援等の受給者証をお持ちの児童の保護者

○調査期間 令和2年11月2日～11月20日

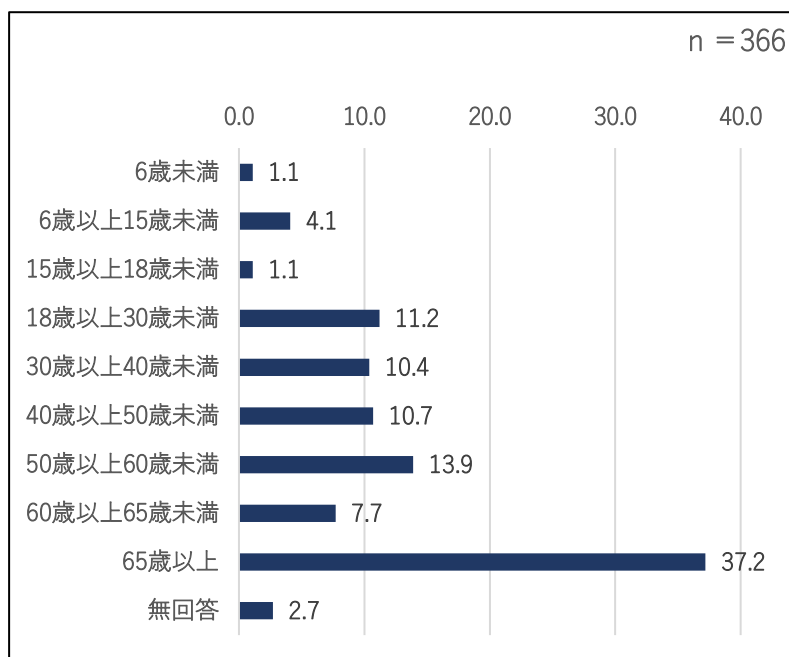
○調査方法 郵送配布・郵送回収

○配布・回収 状況	配布数	回収数	回収率
	600票	366票	61.0%

- ・「調査結果」の図表は、回答者の構成比（百分率）で表示しています。
- ・「n」は、「Number of case」の略で、各設問に対する回答者数を示しています。
- ・百分率（％）による集計では、小数点以下第2位を四捨五入して表示しています。
- ・四捨五入の影響で、割合の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答（2つ以上選ぶ）の設問では、「n」を基数として比率を算出しているため、合計の割合が100%を超えることがあります。

2 調査結果

① 年齢

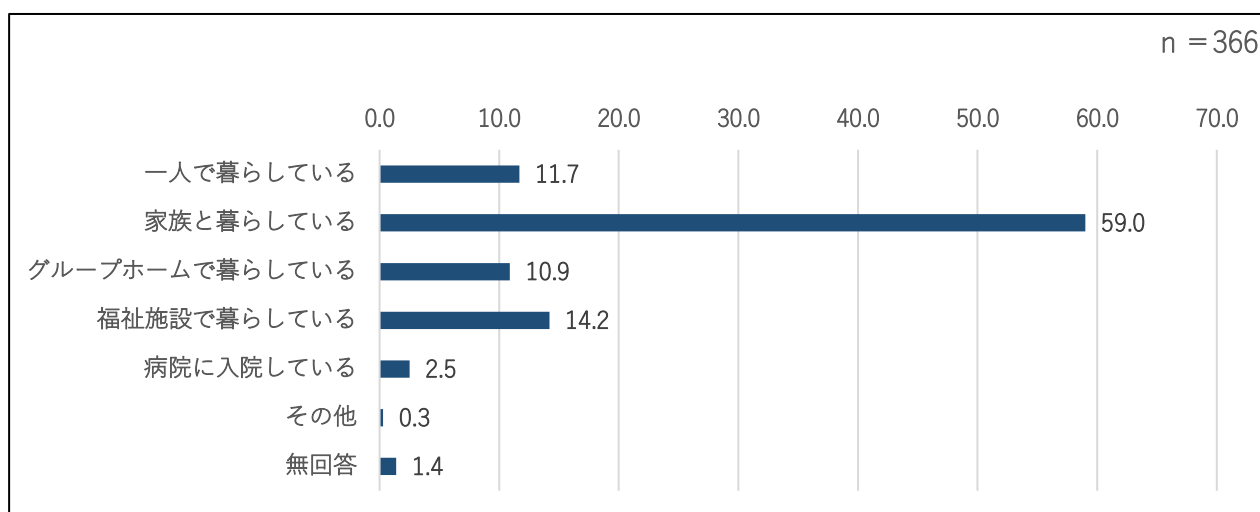


「65歳以上」が37.2%で最も多く、次いで「50歳以上60歳未満」が13.9%、「18歳以上30歳未満」が11.2%、「40歳以上50歳未満」が10.7%、「30歳以上40歳未満」が10.4%、「60歳以上65歳未満」が7.7%となっています。

② 現在の暮らし

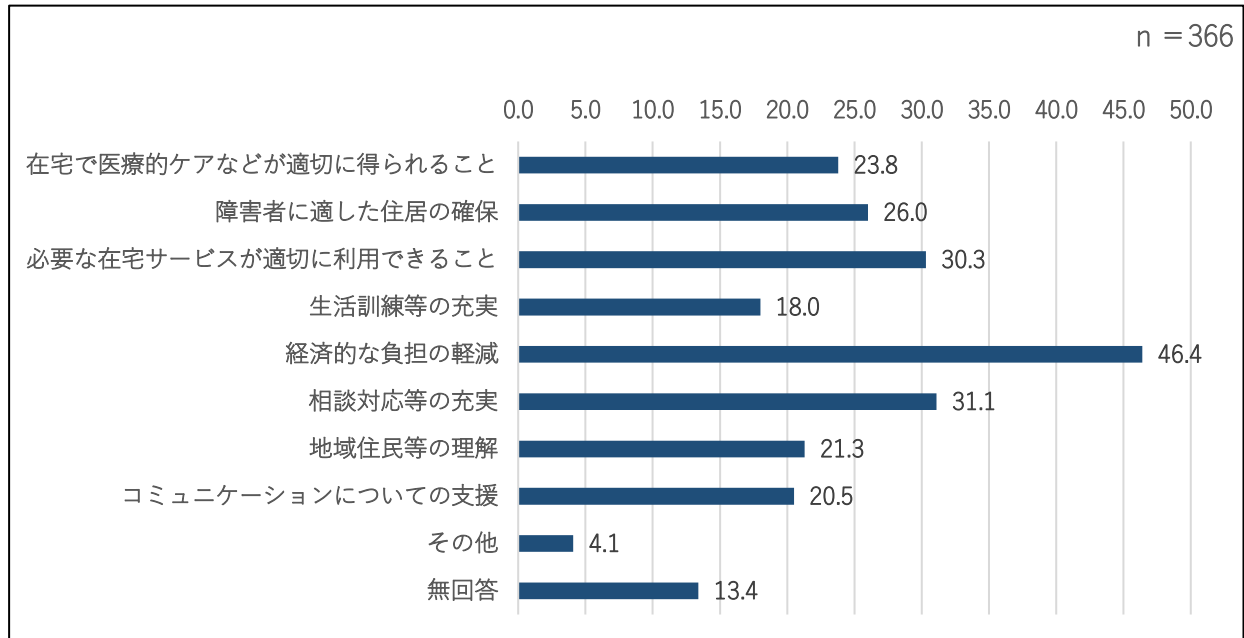
現在の暮らしは、「家族と暮らしている」が59.0%で最も多く、次いで「福祉施設で暮らしている」が14.2%、「一人で暮らしている」が11.7%となっています。

今後の希望も概ね同様の傾向となっており、一人暮らしが多くなっています。引きこもり等で社会から孤立を防ぐためにも地域で安心して生活できる環境整備が必要となります。



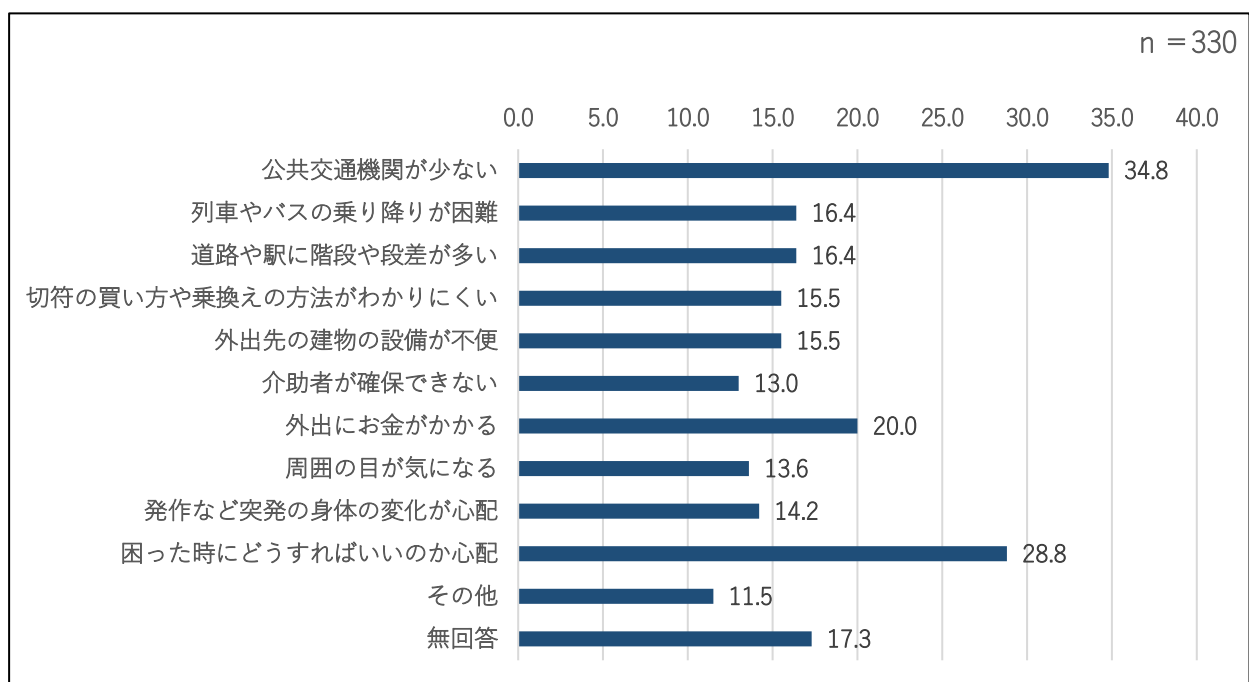
③ 希望する暮らしを送るために、あればよいと思う支援（複数回答）

「経済的な負担の軽減」が46.4%と最も多く、次いで「相談対応等の充実」が31.1%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が30.3%となっています。



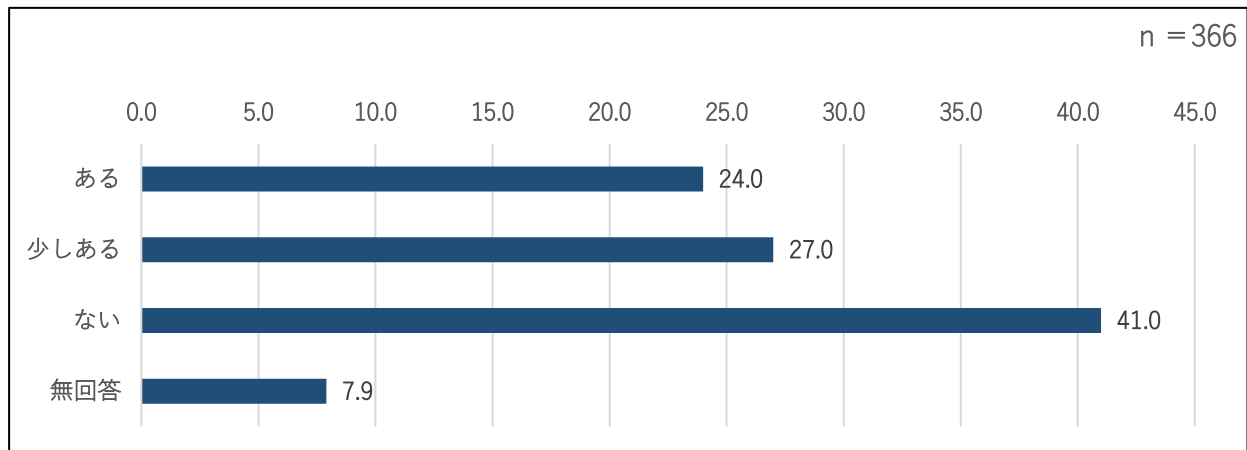
④ 外出時に困ること（複数回答）

「公共交通機関が少ない」が34.8%と最も多く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が28.8%、「外出にお金がかかる」が20.0%となっています。



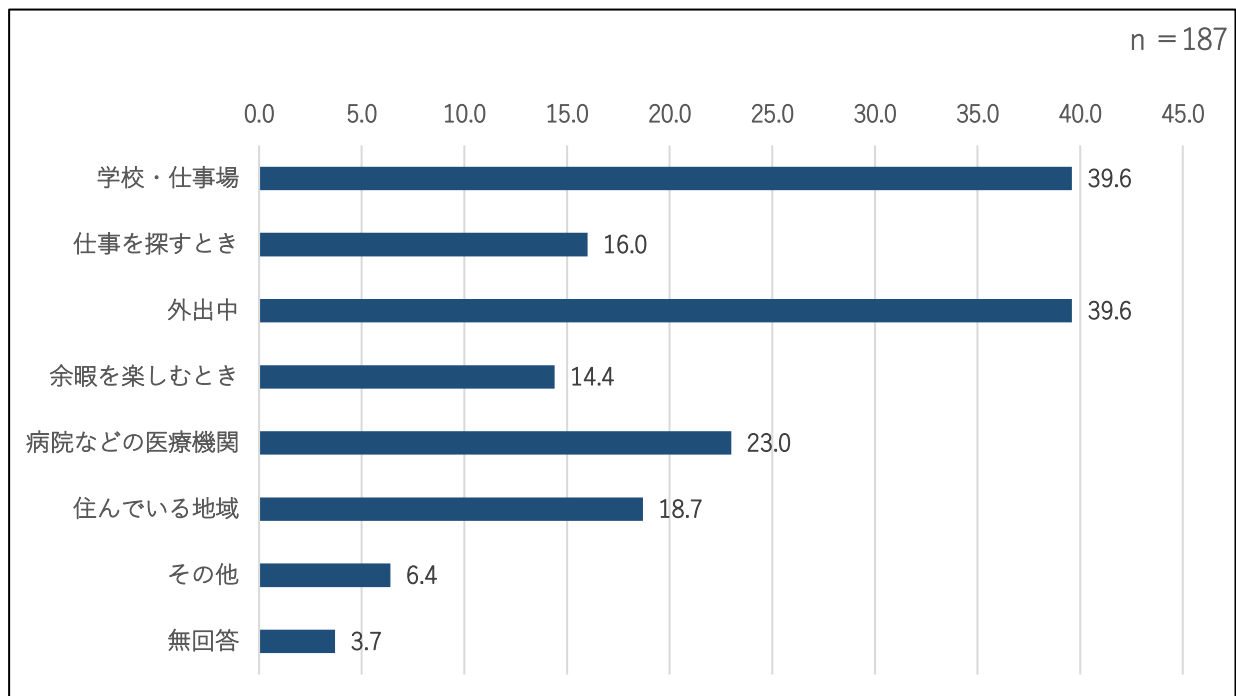
⑤ 障害などを理由とする差別や偏見があると思うか

「ない」が41.0%で最も多く、次いで「少しある」が27.0%、「ある」が24.0%となっています。「少しある」と「ある」を合計すると51.0%となります。引き続き障害のある人への理解を進める取組みが求められます。



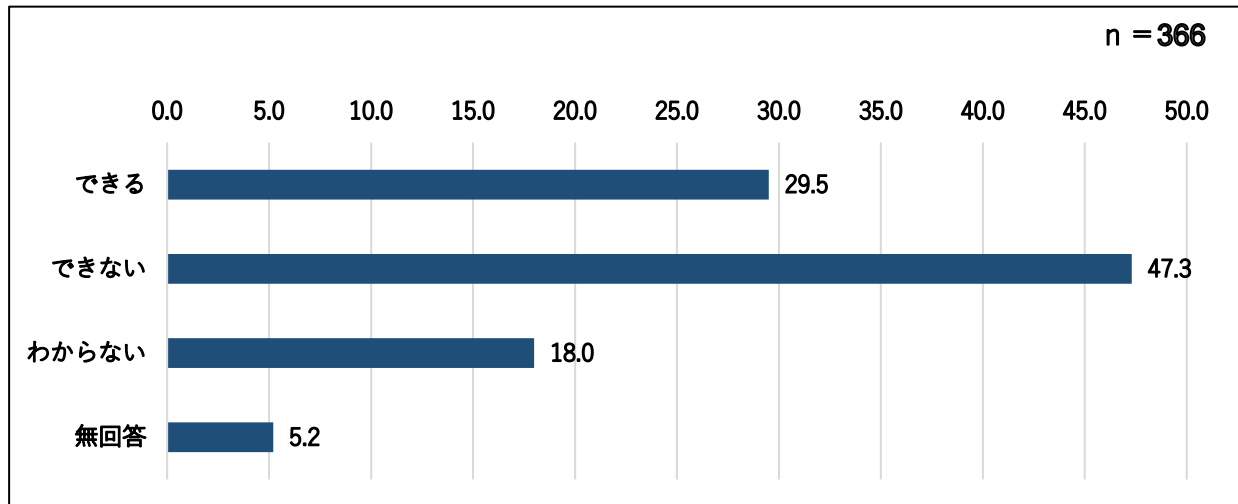
⑥ 差別を感じたり嫌な思いをした場所（複数回答）

「学校・仕事場」と「外出中」がそれぞれ39.6%で同率となっています。次いで「病院などの医療機関」が23.0%となっています。



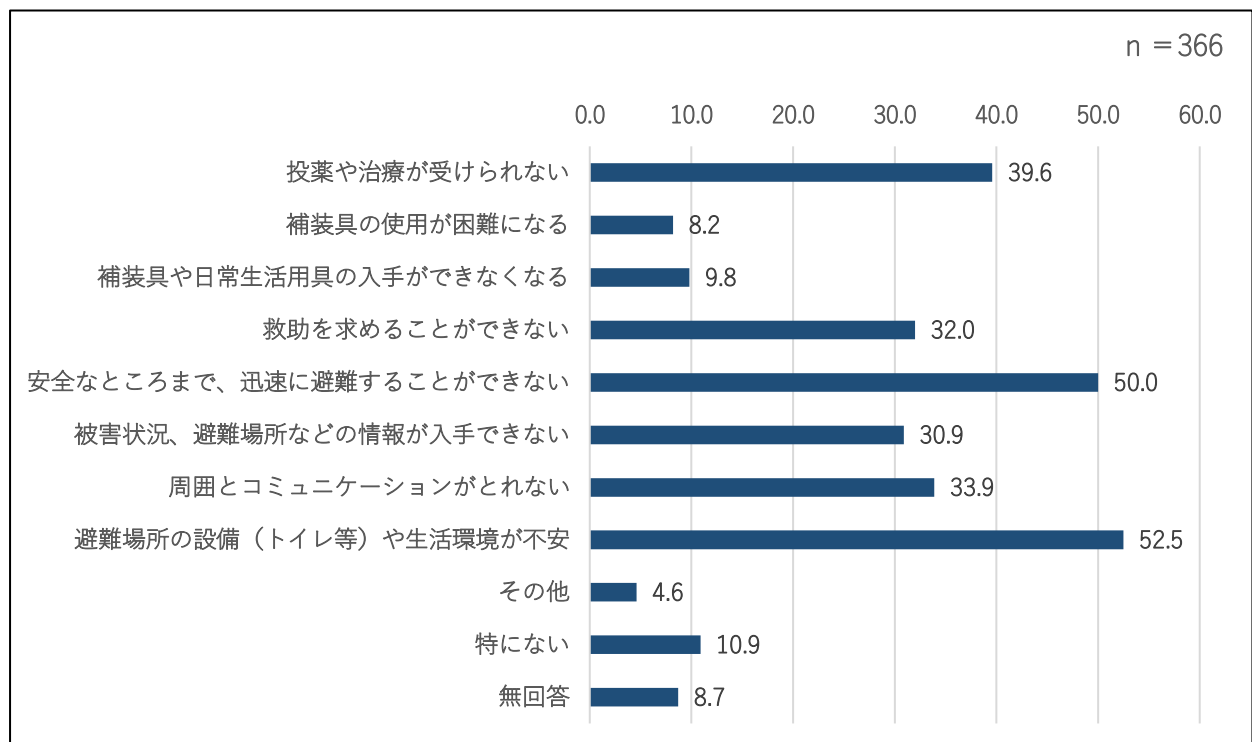
⑦ 災害時に一人で避難できるか

「できない」が47.3%で最も多く、次いで「できる」が29.5%となっています。災害時など、いざという時の助け合いの精神が重要となります。



⑧ 災害時に困ること（複数回答）

「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が52.5%で最も多く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が50.0%、「投薬や治療が受けられない」が39.6%となっています。避難先となる福祉避難所の設置や支援、配慮が必要となります。



3 事業所・団体ヒアリング調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、障害のある人の生活に深く関わっている事業所・団体を対象に、障害福祉計画策定における各事業所・団体の現状、課題及び地域資源の把握のため実施します。

(2) 調査方法・回収結果

① アンケート調査

○調査期間 令和2年10月30日～11月13日

○調査方法 郵送配布・郵送回収

○配布・回収
状況

配布数	回収数	回収率
70票	48票	68.6%

② ヒアリング調査

○調査実施日：令和2年11月20日 1事業所

令和2年11月26日 1団体

○ 主なヒアリング内容

■事業所・団体の概要について

(活動内容、構成員(職員)数、主な活動場所など)

■障害のある方の生活課題について

(当事者や家族からの要望、市全体で不足していると感じているサービスなどについて)

■経営・運営や活動等の課題について

(活動の活性化や質の向上のための課題など)

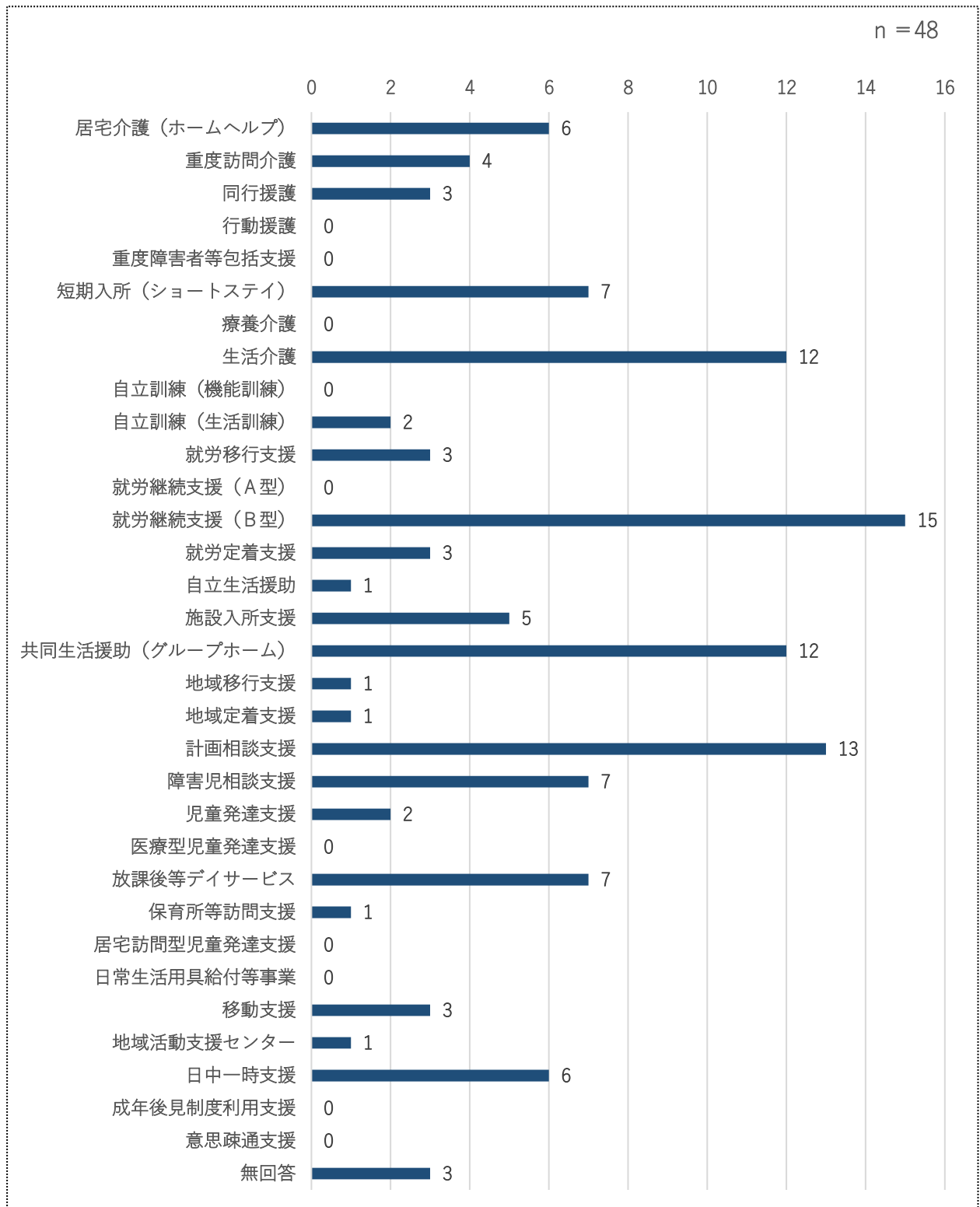
■市への期待・要望について

(市に対して、今後期待すること、要望など)

(3) アンケート調査結果

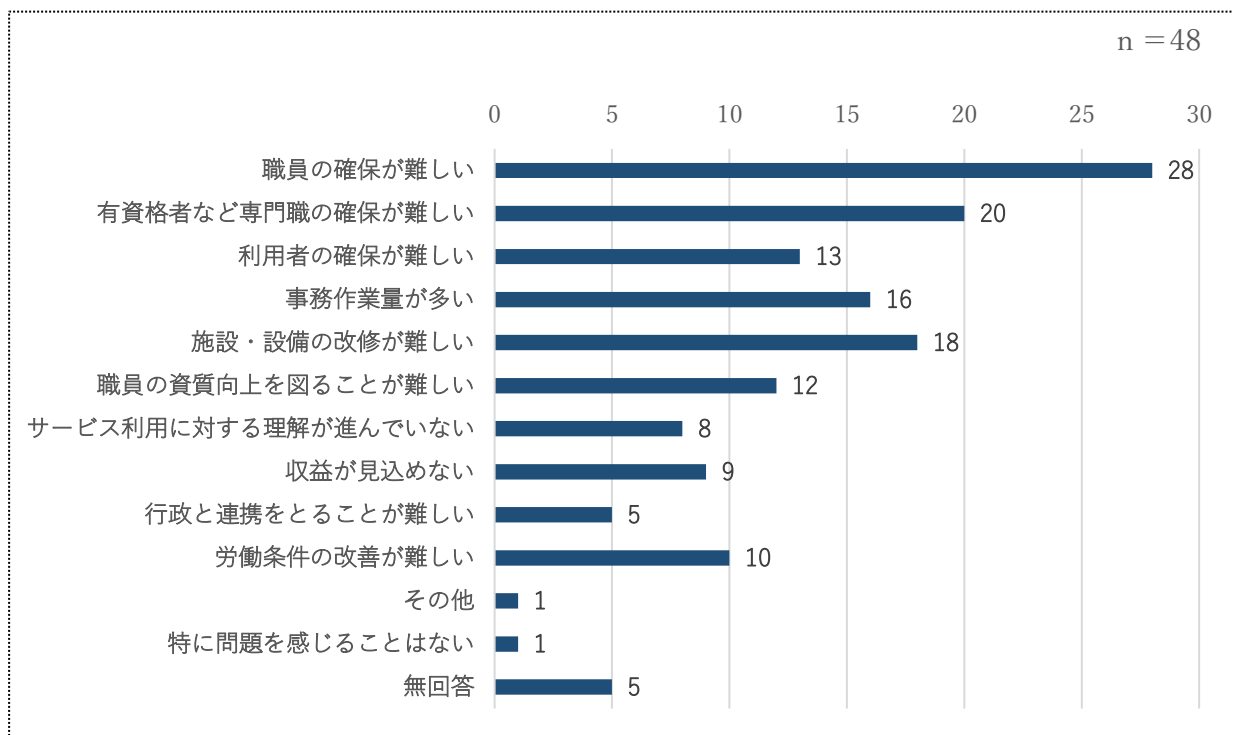
① サービス提供の状況：数値は各事業所の回答を合計した数値

「就労継続支援（B型）」が15件、「計画相談支援」が13件、「生活介護」と「共同生活援助（グループホーム）」がそれぞれ12件となっています。



② 運営上の課題

「職員の確保が難しい」が 28 件で最も多く、次いで「有資格者など専門職の確保が難しい」が 20 件、「施設・設備の改修が難しい」が 18 件となっています。



③ 障害福祉計画、障害者施策に対する意見、提案、要望等

- いすみ市及び夷隅郡市で、障害児及び障害者が短期入所を利用できる資源の拡充が必要だと思います。
- コロナ禍で、勤務できる職員の確保が難しい。募集をかけても 60 歳代を超える方しか来ない。このような状態が継続すれば縮小も考えなければならない。地域資源を活かすためにも何らかの援助を検討していただきたい。
- 体調やその他の都合により、少し遅い時間で通所したい人がいます。市内循環バスの利便性を良くしてください。
- 市役所内に福祉ショップを設けてください。
- 交通の便の良いところにグループホーム等の整備を進めてほしい。
- 長生地域を含めた広域による就労支援の連携をしていただきたい。
- 利用相談があっても、通所手段で公共交通機関が乏しいため利用を諦める方もいます。
- 障害児・者が身近に相談できる基幹相談支援センターや発達支援センター等を市内に立ち上げると良いと思います。
- 障害福祉に関しては良くやっている市だと思います。今後とも、行政・医療・学校・保育所・福祉・事業所が更に連携を深めて運営できるよう支援をお願いします。

第2部 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

第1章 令和5年度の目標値の設定

1 令和5年度の成果目標

目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

ただし、第5期障害福祉計画で未達成人数がいた場合は、その人数を含めることを国の基本指針では定めています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

◆国の数値目標（成果目標）

令和元年度末時点の施設入所者数のうち6%以上が、令和5年度末までに地域生活へ移行すること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

令和元年度末時点の入所者45人（実績値）に対し、令和5年度末までに地域生活への移行者を3人（6.7%）で見込みます。

項目	目標	目標の考え方
【実績値】 令和元年度末時点の入所者数（A）	45人	令和元年度末時点の施設入所者数
第6期障害福祉計画で求められる 地域生活移行者数（B）	3人 （6.7%）	令和元年度末時点の施設入所者数（A） の6%以上が地域生活へ移行
第5期障害福祉計画の地域生活移 行者の未達成人数（C）	0人	第5期障害福祉計画における令和元年 度までの未達成人数
【目標値】 地域生活移行者数（B+C）	3人 （6.7%）	令和5年度末までに地域生活へ移行す る目標人数

(2) 施設入所者の削減

◆国の数値目標（成果目標）

令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減すること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

令和元年度末時点の入所者数45人（実績値）に対し、令和5年度末までに入所者を44人にするため、1人（2.2%）の入所者を削減します。

項目	目標	目標の考え方
【実績値】 令和元年度末時点の入所者数（A）	45人	令和元年度末時点の施設入所者数
第6期障害福祉計画で求められる地域生活移行者数（B）	3人	第6期障害福祉計画の成果目標として求められる地域生活移行者数
新規の施設入所者数（C）	2人	令和5年度までに真に施設入所支援が必要な利用人数見込み
令和5年度末時点の入所者数（D）	44人	令和5年度末の利用人数見込み（A-B+C）
【目標値】 施設入所者の削減者数（A-D）	1人 （2.2%）	施設入所者を令和元年度末時点の入所者数（A）から1.6%以上削減

■本市の施設入所者数、地域生活移行者数、新規の入所者数の推移（単位：人）

	第4期			第5期	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設入所者数	48	44	49	49	46
地域生活移行者数	0	1	3	3	1
新規の施設入所者数	2	2	4	2	1

目標 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これらを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

◆国の数値目標（成果目標）

精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における65歳以上の1年以上の長期入院患者数及び65歳未満の1年以上の長期入院患者数、精神病床における早期退院率の数値目標を設定（県で設定）。

◆本市の考え方と数値目標の設定

成果目標は、県で設定しますが、活動指標となる以下の項目について、次のとおり設定します。

項目	数値	目標の考え方
協議の場の開催回数	6回	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数の見込み
協議の場への関係者の参加者数	30人	保健、医療、福祉、介護及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	【目標設定】有 【目標値】年2回	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込み
精神障害者の地域移行支援の利用人数	1人	精神障害者の地域移行支援の利用者数の見込み
精神障害者の地域定着支援の利用人数	1人	地域生活への移行後に地域定着支援の利用者数の見込み
精神障害者の共同生活援助の利用人数	3人	地域生活への移行後に共同生活援助の利用者数の見込み
精神障害者の自立生活援助の利用人数	1人	地域生活への移行後に自立生活援助の利用者数の見込み

目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の支援体制づくりを行う機能を強化する必要があります。

◆国の数値目標（成果目標）

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

令和5年度末までに、夷隅地域2市2町（いすみ市、勝浦市、大多喜町、御宿町）で整備に向けた協議を進め、地域生活支援拠点等の整備に努めます。

項目	目標	目標の考え方
【目標値】 令和5年度末までの間、地域生活支援拠点等の整備数	1か所	令和5年度末までに、夷隅地域2市2町で協議を進め、1つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。
【目標値】 令和5年度末までの間、運用状況を検証及び検討する回数	年1回	夷隅地区自立支援協議会等の場を活用して検討する。

目標4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。また、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用し、就労定着する人の数値目標を設定します。

(1) 福祉施設から一般就労への移行

◆国の数値目標（成果目標）

福祉施設から一般就労へ移行した者を令和元年度の移行実績の1.27倍以上とする。

◆本市の考え方と数値目標の設定

令和元年度末時点の一般就労移行者3人に対し、令和5年度末までに6人（2.0倍）を福祉施設から一般就労へ移行します。

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者数(A)	3人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数(B)	6人 (2.0倍)	令和5年度の一般就労移行者数

(2) 就労移行支援事業の一般就労への移行

◆国の数値目標（成果目標）

令和5年度中に就労移行支援事業を利用して、一般就労へ移行する者が、令和元年度の移行実績の1.30倍以上にすること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

令和元年度末時点の一般就労移行者1人に対し、令和5年度末までに就労移行支援事業を通じて、2人（2.0倍）を一般就労へ移行します。

項目	数値	備考
令和元年度末の就労移行支援事業から一般就労への移行者数(A)	1人	令和元年度末時点の就労移行支援事業から一般就労への移行者数
【目標値】 令和5年度末の就労移行支援事業から一般就労への移行者数(B)	2人 (2.0倍)	令和5年度末時点の就労移行支援事業を利用する者の数

(3) 就労継続支援 A 型の一般就労への移行

◆国の数値目標（成果目標）

令和5年度中に就労継続支援 A 型を利用して一般就労へ移行する者が、令和元年度の移行実績の 1.26 倍以上にすること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

令和元年度末時点の一般就労移行者 1 人に対し、令和5年度末までに就労継続支援 A 型を通じて、2 人（2.0 倍）を一般就労へ移行します。

項目	数 値	備 考
令和元年度末の就労継続支援 A 型から一般就労への移行者数 (A)	1 人	令和元年度末の就労継続支援 A 型から一般就労への移行者数
【目標値】 令和5年度末の就労継続支援 A 型から一般就労への移行者数 (B)	2 人 (2.0 倍)	令和5年度末時点の就労継続支援 A 型から一般就労への移行者数

(4) 就労継続支援 B 型の一般就労への移行

◆国の数値目標（成果目標）

令和5年度中に就労継続支援 B 型を利用して、一般就労へ移行する者が、令和元年度の移行実績の 1.23 倍以上にすること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

令和元年度末時点の一般就労移行者 1 人に対し、令和5年度末までに就労継続支援 B 型を通じて、2 人（2.0 倍）を一般就労へ移行します。

項目	数 値	備 考
令和元年度末の就労継続支援 B 型から一般就労への移行者数 (A)	1 人	令和元年度末の就労継続支援 B 型から一般就労への移行者数
【目標値】 令和5年度末の就労継続支援 B 型から一般就労への移行者数 (B)	2 人 (2.0 倍)	令和5年度末時点の就労継続支援 B 型から一般就労への移行者数

(5) 就労定着支援事業の利用者数

◆国の数値目標（成果目標）

令和5年度中において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

令和5年度中において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者のうち、83.3%が就労定着支援事業を利用します。

項 目	数 値	備 考
令和5年度末時点での一般就労移行者数 (A) 合計	6人	令和5年度末の一般就労移行者数
就労移行支援	2人	
就労継続支援 A 型	2人	
就労継続支援 B 型	2人	
令和5年度末時点での一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業の利用者数 (B)	5人	令和5年度末の一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業の利用者数
【目標値】 令和5年度末における就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者のうち就労定着率7割以上が就労定着支援事業所を利用した割合 $(B/A) \times 100$	83.3%	

(6) 就労定着支援事業所の就労定着率

◆国の数値目標（成果目標）

令和5年度中において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

令和5年度末までに就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。

項目	数値	備考
令和5年4月1日時点での就労定着支援事業所数（A）	4か所	令和5年4月1日時点での就労定着支援事業所数
令和5年度末における就労定着率が8割以上の事業所数（B）	3か所	令和5年度末における就労移行支援事業を通じて一般就労した者のうち就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数
【目標値】 令和5年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労した者のうち就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を利用した割合（B/A）×100	75%	令和5年度末における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上

■福祉施設からの一般就労者数、就労移行支援事業利用者数、就労移行支援事業所数、就労定着支援事業利用者数、就労定着支援事業所数の推移

項目	第4期			第5期	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
福祉施設からの一般就労者数	2人	2人	3人	3人	1人
就労移行支援事業利用者数	17人	15人	15人	10人	10人
就労移行支援事業所数	8か所	9か所	9か所	5か所	5か所
就労定着支援事業利用者数	—	—	—	3人	5人
就労定着支援事業所数	—	—	—	2か所	2か所

目標5 障害児支援の提供体制の整備等

保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要となります。

障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、中核的な地域支援体制の構築を目指すため、夷隅地域2市2町で協議し、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援に取り組みます。

(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について

◆国の数値目標（成果目標）

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置すること。
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

令和5年度末までの間、夷隅地域2市2町で整備に向けた協議を進め、児童発達支援センターの設置に努めます。

保育所等訪問支援の体制は、構築されていますので更なる体制の整備と利用しやすい環境づくりに取り組みます。

項目	数値	目標の考え方
令和5年度末までの児童発達支援センターの設置数	1か所	児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する。
保育所等訪問支援の体制の構築	有	令和2年度時点で達成済

(2) 重症心身障害児・医療的ケア児への支援について

◆国の数値目標（成果目標）

- ・令和5年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。
- ・医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、令和5年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保には、専門性を必要とすることから夷隅地区自立支援協議会で検討します。

項 目	数 値	目標の考え方
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	重症心身障害児の支援には、専門性を必要とすることから圏域での確保等について検討します。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保	1か所	
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	有	夷隅地区自立支援協議会の児童支援部会を協議の場として、令和5年度末までに設置します。
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	1人	令和5年度末までの配置数

目標 6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援等の二一
ズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施するため、令和5年度末までに、相談
支援体制の充実・強化等に向けた実施体制を確保します。

◆国の数値目標（成果目標）

令和5年度末までに、市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施
及び相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること。

これらの取組は、基幹相談支援センターがその機能を担うことを検討すること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

相談支援体制の充実と専門的な相談の実施、相談支援事業所の資質・能力の向上を図
るための研修を実施し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

項 目	数 値	目標の考え方
総合的・専門的な相談支援の実施	有	令和5年度末までに実施する。
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	7 件	令和5年度末までの目標値
相談支援事業者の人材育成の支援件数	7 件	令和5年度末までの目標値
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6 回	令和5年度末までの目標値

目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのかを検証するとともに、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに体制を構築することが重要となります。

◆国の数値目標（成果目標）

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

項目	数値	目標の考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修への参加人数	2人	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無	有	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	年1回	
障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているかの検証の実施	有	令和5年度末までに実施

目標 8 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要となります。

◆国の数値目標（成果目標）

- ・現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数を見込むこと。
- ・ペアレントメンターの人数を見込むこと。
- ・ピアサポートの活動への参加人数を見込むこと。

◆本市の考え方と数値目標の設定

ペアレントメンターについては、利用者のニーズに合わせ、個人面談・グループ相談等を実施し、保護者の不安に寄り添っていきます。また、必要に応じて関係機関を紹介します。

項目	数値	目標の考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	2人	令和5年度末までの目標値
ペアレントメンターの人数	2人	令和5年度末までの目標値
ピアサポートの活動への参加人数	2人	令和5年度末までの目標値

第2章 障害福祉サービス等の実績及び今後の見込量

「第6期障害福祉計画」では、「障害福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援事業」の各事業について、第5期障害福祉計画期間における実績（令和2年度は見込み）とアンケート調査から明らかになったニーズ等を踏まえ、令和3年度から5年度までの見込量を設定します。

また、第2期障害児福祉計画では、「障害児通所支援」、「障害児相談支援」及び「地域生活支援事業」についても同様に、令和3年度から5年度までの見込量を設定します。

なお、見込量については、新型コロナウイルス感染症の影響による増減を勘案していないため、国、県が見込量設定の見直しを行った場合は、随時見直しを行うものとします。

1 訪問系サービス

地域で安心して在宅生活を送ることができるよう、現に利用している人数と今後の増加を見込み、平均的な利用量等を勘案してサービス見込量を設定します。

（1）居宅介護

入浴・排せつ・食事の介護など居宅での生活全般にわたる支援を行います。

（2）重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人に対して、居宅での入浴・排せつ・食事の介護のほか、外出時や移動中の介護など総合的な介護を行います。

（3）同行援護

重度の視覚障害により、移動が困難な人の外出時における移動支援を行います。

（4）行動援護

行動に著しく困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行います。

（5）重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人に対する居宅介護その他の包括的な介護を行います。

【サービスの実績と見込量】

		第4期	第5期			第6期 (見込み)			
サービス	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
居宅介護 重度訪問介護	時間	見込	797	954	972	1,008	850	870	900
		実績	936	910	890	844			
		達成率	117.4%	95.4%	91.6%	83.7%			
同行援護	人	見込	37	53	54	56	43	43	44
行動援護		実績	52	45	44	43			
重度障害者等 包括支援		達成率	140.5%	84.9%	81.5%	76.8%			

(単位は1か月当たりの平均利用時間、実利用人数) ※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

福祉施設から地域生活への移行や障害のある人の地域生活を支えるうえで、訪問系サービスが中心的役割を担うと考えられます。今後、利用者の増加に対応できるようサービス提供事業者の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

障害者支援施設などの施設で、日中行われる入浴・排せつ・食事の介護や創作的活動、生活活動の機会を提供します。

【サービスの実績と見込量】

		第4期	第5期		第6期 (見込み)				
サービス	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
生活介護	人日	見込	2,315	2,338	2,380	2,422	2,215	2,215	2,215
		実績	2,259	2,229	2,220	2,215			
		達成率	97.6%	95.3%	93.3%	91.5%			
	人	見込	104	112	114	116	111	111	111
		実績	117	111	110	111			
		達成率	112.5%	99.1%	96.5%	95.7%			

(単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数) ※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

現在利用している人数に今後の利用を見込み、平均的な一人当たりの利用量等を勘案してサービス見込量を設定しました。

サービスの利用実績から、大幅な増加は見られないものの、引き続き特別支援学校の卒業生や地域移行後の日中活動の場の確保等による新規利用者も見込み、地域移行支援事業者と連携を密にし、障害者や介助者の希望するサービスを提供します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援などを行います。

(3) 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事などの日常生活を向上するための支援や日常生活上の相談支援などを行います。

【サービスの実績と見込量】

		第4期	第5期		第6期 (見込み)				
サービス	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
自立訓練 (機能訓練)	人日	見込	64	4	3	2	1	1	1
		実績	6	9	0	0			
		達成率	9.4%	225.0%	0.0%	0.0%			
	人	見込	6	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	0	0			
		達成率	16.7%	100.0%	0.0%	0.0%			
自立訓練 (生活訓練)	人日	見込	52	16	15	15	66	66	66
		実績	6	88	66	66			
		達成率	11.5%	550.0%	440.0%	440.0%			
	人	見込	4	3	3	3	7	7	7
		実績	1	8	7	7			
		達成率	25.0%	266.7%	233.3%	233.3%			

(単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数)

※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

現在利用している人数に今後の利用を見込み、平均的な1人当たりの利用量等を勘案してサービス見込量を設定しました。

今後の利用者のニーズに合わせ、サービス提供事業者の情報提供等を行い、利用者が円滑に利用できるよう努めます。

(4) 就労移行支援

就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を提供します。

【サービスの実績と見込量】

		第4期	第5期		第6期 (見込み)				
サービス	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
就労移行支援	人日	見込	195	86	76	66	64	64	64
		実績	165	88	96	71			
		達成率	84.6%	102.3%	126.3%	107.6%			
	人	見込	22	12	12	11	3	3	3
		実績	15	6	6	4			
		達成率	68.2%	50.0%	50.0%	36.4%			

(単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数)

※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

就労移行支援事業所が増加してきたことに伴い、施設の必要量は整備されました。また、利用者数についても、ほぼ横ばいとなっていますが、就労支援が継続できるよう支援します。

(5) 就労継続支援 A 型（雇用型）

通所により、雇用関係に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導などを行います。

【サービスの実績と見込量】

		第4期	第5期		第6期 (見込み)				
サービス	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
就労継続 支援 A 型	人日	見込	0	242	264	286	200	220	240
		実績	3	214	161	117			
		達成率	-%	88.4%	61.0%	40.9%			
	人	見込	0	11	12	13	10	11	12
		実績	11	12	9	6			
		達成率	-%	109.1%	75.0%	46.2%			

(単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数)

※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

最低賃金を支払うことが定められている事業であることから、事業所の確保が課題となっています。一般就労へ移行することが可能な利用者への継続的な支援が必要となります。現に利用している人の実績及び今後の利用見込者等を勘案し、サービス見込量を設定します。

(6) 就労継続支援B型（非雇用型）

通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業などでの就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導などを行います。

【サービスの実績と見込量】

		第4期	第5期			第6期 (見込み)			
サービス	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
就労継続 支援B型	人日	見込	507	780	799	817	1,036	1,140	1,254
		実績	785	783	844	942			
		達成率	154.8%	100.4%	105.6%	115.3%			
	人	見込	49	45	48	50	61	66	72
		実績	45	47	49	56			
		達成率	91.8%	104.4%	102.1%	112.0%			

(単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数) ※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

利用者が、年々増加傾向にあり、今後も利用者の増加が見込まれます。特別支援学校の卒業生や地域移行者等が利用可能な、新たなサービス提供事業者の確保に努めます。

(7) 就労定着支援

障害のある人の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

【サービスの実績と見込量】

		第5期			第6期 (見込み)			
サービス	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
就労定着支援	人	見込	2	2	3	8	16	32
		実績	1	1	4			
		達成率	50.0%	50.0%	133.3%			

(単位は1か月あたりの実利用人数) ※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

就労移行支援等については、一般就労への移行者に対する定着支援の重要性が認識され、国の基本指針においても定着支援利用者の割合を高める成果目標が設定されていることから、利用者の増加が見込まれるため、提供事業者の確保に努めます。

(8) 療養介護

医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上の援助を行います。

【サービスの実績と見込量】

		第4期	第5期		第6期 (見込み)			
サービス	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
療養介護	人	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	0		
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%		

(単位は1か月あたりの実利用人数) ※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

療養介護については、利用実績が少なく、対象者も限定されているのが現状ですが、今後も医療機関と連携しながらサービスの確保に努めます。

(9) 短期入所（ショートステイ）

介護者の病気などにより短期間の入所が必要な人に対して、施設で行う入浴・排せつ・食事の介護を行います。

【サービスの実績と見込量】

		第4期	第5期			第6期 (見込み)			
サービス	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
短期入所 福祉型 医療型	人 日	見込	165	234	246	258	187	189	191
		実績	195	183	203	185			
		達成率	118.2%	78.2%	82.5%	71.7%			
	人	見込	25	39	41	43	10	10	10
		実績	39	17	18	12			
		達成率	156.0%	43.6%	43.9%	27.9%			

(単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数)

※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

短期入所については、福祉型はレスパイトの家族支援ニーズが、医療型は重症心身障害児及び医療的ケア児の利用ニーズがありますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、短期入所の利用者が大幅に減少しました。しかしながら、今後も介護者の高齢化や重症心身障害児及び医療的ケア児とその家族のニーズの把握に努め、サービスの実施体制の確保に努めます。

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

グループホームで夜間に行われる相談や入浴・排せつ・食事の介護や日常生活上の支援を行います。

【サービスの実績と見込量】

		第4期	第5期			第6期 (見込み)			
サービス	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
共同生活援助	人	見込	73	51	54	56	63	68	73
		実績	56	50	52	58			
		達成率	76.7%	98.0%	96.3%	103.6%			

(単位は1か月あたりの実利用人数) ※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

今後も介護者の高齢化や親亡き後を見据え、一層グループホームのニーズが高まることが予想されます。身近な地域での生活を希望する障害者のニーズに寄り添い、整備の促進や施設の増設など、事業所に働きかけるなどして、必要量の確保に努めます。

(2) 施設入所支援

施設に入所している人に対して、夜間に行われる入浴・排せつ・食事の介護を行います。

【サービスの実績と見込量】

		第4期	第5期			第6期 (見込み)			
サービス	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
施設入所支援	人	見込	38	43	42	40	45	45	45
		実績	40	44	45	45			
		達成率	105.3%	102.3%	107.1%	112.5%			

(単位は1か月あたりの実利用人数) ※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

長期的には地域生活への移行を進めていくことが求められており、施設入所からグループホームへと生活の場を移行することなどにより、施設入所者が社会参加できるよう支援するとともに、真に入所を必要とする人などについて、広域的な枠組みで提供事業者との連携を図り、必要なサービス量の確保に努めます。

(3) 自立生活援助

居宅において単身等で生活する障害のある人に対する訪問や相談を通じ、必要な情報の提供や助言、相談、関係機関との連絡調整等の援助を行います。

【サービスの実績と見込み】

		第5期			第6期 (見込み)			
サービス	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
自立生活援助	人	見込	3	3	6	8	11	
		実績	0	2	4			
		達成率	0.0%	66.7%	133.3%			

(単位は1か月あたりの実利用人数) ※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

地域生活支援拠点等を整備し、障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう支援に取り組みます。

4 相談支援サービス

(1) 計画相談支援

障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画を作成します。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。

(2) 地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

(3) 地域定着支援

地域生活へ移行した後の地域への定着を図り、地域で生活している障害のある人が、そのまま住み慣れた地域で生活できるように連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【サービスの実績と見込み】

サービス	単位	第4期		第5期		第6期 (見込み)			
		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
計画相談支援	人	見込	216	286	341	295	260	270	280
		実績	264	258	261	255			
		達成率	122.2%	90.2%	76.5%	86.4%			
地域移行支援	人	見込	1	1	1	1	4	4	4
		実績	1	4	3	2			
		達成率	100.0%	400.0%	300.0%	200.0%			
地域定着支援	人	見込	1	6	7	8	5	5	5
		実績	6	5	5	5			
		達成率	600.0%	83.3%	71.4%	62.5%			

(単位は年間利用者数) ※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

計画相談支援については、障害福祉サービスを利用する全ての人にサービス等利用計画書を作成します。そのため、地域生活支援拠点等の整備を図り、身近な地域で関係機関と連携し、必要なサービスの提供に取り組みます。

5 障害児通所支援等サービス

障害児が身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童福祉法に基づき設定される障害児支援サービスについて、実績値や利用者ニーズを考慮して見込量を設定します。

(1) 児童発達支援

障害のある未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

(2) 医療型児童発達支援

障害のある未就学児童に児童発達支援及び治療を行います。

(3) 放課後等デイサービス

障害のある就学中の児童に、授業終了後または夏休み等の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

(4) 保育所等訪問支援

保育所等を利用中（利用予定を含む。）の障害のある児童が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

【サービスの実績と見込み】

		第4期		第5期			第6期 (見込み)		
サービス	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
児童発達支援	人日	見込	193	350	414	479	700	861	1,059
		実績	242	376	447	569			
		達成率	125.4%	107.4%	108.0%	118.8%			
医療型児童発達支援	人	見込	98	47	50	54	78	98	123
		実績	52	39	49	62			
		達成率	53.1%	83.0%	98.0%	114.8%			

(単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数) ※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

市内に事業所が設置され、利用希望者が年々急増しており、障害のある児童のニーズの把握に努めるとともに、必要な支援を提供できる体制の確保に努めます。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

外出することが著しく困難な重度の障害のある児童に、居宅で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。

【サービスの実績と見込み】

		第5期			第6期 (見込み)			
サービス	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
居宅訪問型児童 発達支援	人日	見込	12	12	12	1	1	1
		実績	0	0	0			
		達成率						
	人	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0			
		達成率						

(単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数) ※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

実績はありませんが、今後においては重症心身障害児や医療的ケア児など、様々な障害のある児童に対するサービスの提供体制の確保が求められていることから、提供できる体制づくりに取り組めます。

6 障害児相談支援サービス

(1) 障害児相談支援

障害のある児童が福祉サービスを利用する前に、利用する本人の心身の状態や意向等を考慮してサービス等利用計画を作成し、サービス利用開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【サービスの実績と見込量】

		第4期	第5期			第6期 (見込み)			
サービス	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
障害児相談支援	人	見込	61	42	45	48	71	82	94
		実績	41	47	61	62			
		達成率	67.2%	111.9%	135.6%	129.2%			

(単位は年間利用者数) ※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、質の確保に努め、支援の提供体制の構築を図ります。

7 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるように、地域における医療的ケア児のニーズや人数を把握するとともに、障害児支援等の充実を図ります。

また、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図り、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要となります。

加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要となります。

このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担っています。

【確保方策などの今後の方向】

医学的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターについては、児童に関わる職員や相談支援専門員等に対して養成講座の受講を推進し、必要な人員の確保に努めます。

第3章 地域生活支援事業

「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」では、以下の地域生活支援事業について設定します。

1 地域生活支援事業（必須事業）

（1）理解促進研修・啓発事業

日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、広く市民に向けて障害の理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

実施形式としては、教室等の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等事業の目的を達成するために有効な形式をとることとされており、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、新しい生活様式を踏まえて実施します。

（2）自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）の支援を行います。

（3）相談支援事業

障害者等の福祉に関する様々な問題に対して、相談に応じ必要な情報の提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連携・調整、障害者等の権利擁護のための必要な援助（相談支援事業）を行います。

① 基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村の相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門職員の配置や地域の相談支援事業者などに対して専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みなどを行います。

② 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

保証人がいないなどの理由で賃貸住宅への入居に必要な調整などの支援を行う事業です。引き続き実施方法などを検討します。

■夷隅地区自立支援協議会の主な機能と構成

項 目	概 要
主な機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中立・公正を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価などを実施 ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整 ・ 障害福祉計画に関する事項 ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築などに向けた協議など
構 成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者・当事者団体 ○ 障害福祉サービス事業者 ○ 保健・医療関係機関 ○ 教育関係機関 ○ 雇用関係機関・地元企業 ○ 地域ケアに関する学識経験者 など

【確保方策などの今後の方向】

引き続き相談支援業務を地域活動支援センターに委託し、実施します。市役所窓口においても随時相談を受け付け、相談から各種障害サービスの利用につなげていきます。

相談支援事業の地域における中核的な役割を担う機関として創設が求められている基幹相談支援センターについては、引き続き実施方法などを検討します。地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす「夷隅地区自立支援協議会」は、夷隅地域2市2町にて平成19年11月に設置されています。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、所得に応じ、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

【サービスの実績と見込量】

		第4期		第5期		第6期 (見込み)		
サービス	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度 利用支援事業	人	見込	7	7	7	5	5	5
		実績	6	7	4	4		
		達成率	85.7%	100.0%	57.1%	57.1%		

(単位は年間実利用人数) ※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

成年後見制度の理解と周知に努め、制度の利用促進を図るとともに、制度の利用を必要とする障害のある人に対し、引き続き支援を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【確保方策などの今後の方向】

夷隅地域2市2町や社会福祉協議会等と情報交換を進め、法人後見についての課題の整理や研究に努めます。

(6) 意思疎通支援事業及び手話奉仕員養成研修事業

聴覚や言語・音声機能、視覚に障害のある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を習得した者を養成し、障害のある人の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにします。

夷隅郡市手話奉仕員養成講座を平成27年度から2市2町の共催により開催しています。

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害者が積極的に社会参加できるよう、申請に応じて手話通訳者を派遣します。

② 手話通訳者設置事業

手話通訳者設置については、市内を含めて近隣に手話通訳者がいないため難しい状況にありますが、設置以外の意思疎通手段も含めて検討します。

③ 点訳、音声訳などによる支援事業

日常生活用具の音声による文書読み上げ装置の給付などを実施し、普段から情報が得られるような支援方法を検討します。

【サービスの実績と見込量】

		第4期		第5期		第6期 (見込み)			
サービス	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
手話通訳 派遣事業	人日	見込	21	21	21	21	50	50	50
		実績	53	72	61	50			
		達成率	252.4%	342.9%	290.5%	238.1%			
	人	見込	2	2	2	2	3	3	3
		実績	3	3	3	3			
		達成率	150.0%	150.0%	150.0%	150.0%			

(単位は年間延べ利用人数、年間利用件数) ※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

コミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳及び要約筆記を提供できる体制を確保します。そのために、受話通訳者や要約筆記者の養成講座を開催し、参加を呼びかけ、人材の確保に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

在宅の障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とします。

用具の種類	主な内容・対象者など
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッドなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害用屋内信号装置などを給付します。
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計などを給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工咽頭、聴覚障害者用情報受信装置などを給付します。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器などを給付します。
住宅改修費	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

【サービスの実績と見込量】

		第4期		第5期		第6期 (見込み)		
サービス	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護・訓練 支給用具	件	見込	2	2	2	2	2	2
		実績	2	7	2	2		
		達成率	100.0%	350.0%	100.0%			
自立生活 支援用具	件	見込	2	2	2	2	2	2
		実績	6	4	3	2		
		達成率	300.0%	200.0%	150.0%	100.0%		
在宅療養等 支援用具	件	見込	5	6	6	6	7	7
		実績	8	7	10	4		
		達成率	160.0%	116.7%	166.7%	66.7%		
情報・意思疎通 支援用具	件	見込	2	2	2	2	2	2
		実績	3	9	4	2		
		達成率	150.0%	450.0%	200.0%	100.0%		
排せつ管理 支援用具	件	見込	164	491	491	491	500	500
		実績	453	430	463	494		
		達成率	276.2%	87.6%	94.3%	100.6%		
住宅改修費	件	見込	2	2	2	2	2	2
		実績	1	1	2	2		
		達成率	50.0%	50.0%	100.0%	100.0%		

(単位は年間延べ件数) ※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

給付実績を勘案しながら、一人ひとりの状況の把握に努め、障害の種類や区分に応じた適切な給付を引き続き行います。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。

【サービスの実績と見込量】

		第4期	第5期		第6期 (見込み)				
サービス	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
移動支援事業	か所	見込	6	12	12	12	10	10	10
		実績	11	8	9	9			
		達成率	183.3%	66.7%	75.0%	75.0%			
	人	見込	28	29	30	31	36	36	36
		実績	29	30	24	36			
		達成率	103.6%	103.4%	80.0%	116.1%			
	時間	見込	1,891	2,320	2,320	2,320	2,903	2,904	2,905
		実績	2,320	2,899	2,902	2,902			
		達成率	122.7%	125.0%	125.1%	125.1%			

(単位は月ごとの平均実利用人数・時間の12か月合算) ※令和2年度は見込み

【確保の方策などの今後の方向】

障害のある人の社会参加を促進するため、希望する人が利用できるよう、提供体制の確保に努めます。

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

【サービスの実績と見込量】

		第4期	第5期		第6期 (見込み)				
サービス	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
地域活動支援 センター	か所	見込	1	1	1	1	1	1	
		実績	1	1	1	1			
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
	人	見込	27	87	87	87	38	38	38
		実績	87	33	33	36			
		達成率	322.2%	37.9%	37.9%	41.4%			

(単位は年間延べ利用人数) ※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

夷隅地域2市2町で、1か所の医療法人に委託し実施しています。平成26年度より開設場所が市外に移転したことから、送迎バスなどを利用しています。

2 地域生活支援事業（任意事業）

（1）重度身体障害者訪問入浴サービス事業

在宅で入浴が困難な重度の身体障害者に対して、身体の清潔の保持などを図るため、移動入浴車を自宅に派遣し、入浴サービスを提供します。

【サービスの実績と見込量】

		第4期		第5期		第6期 (見込み)		
サービス	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問入浴 サービス	人	見込	5	5	5	5	5	5
		実績	5	5	5	5		
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		

(単位は年間実利用人数) ※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

自宅で介護者による入浴が困難な重度の障害者を把握し、引き続き周知に努めます。

（2）日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を一時的に確保し、介護者の負担軽減を図ります。

【サービスの実績と見込量】

		第4期		第5期		第6期 (見込み)			
サービス	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
日中一時支援	か所	見込	8	8	8	8	8	8	
		実績	8	8	8	8			
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
	人	見込	33	33	33	33	24	24	24
		実績	33	21	24	24			
		達成率	100.0%	63.6%	72.7%	72.7%			
	回	見込	889	910	910	910	505	550	599
		実績	910	391	408	463			
		達成率	102.4%	43.0%	44.8%	50.9%			

(単位は月ごとの実利用人数・回の12か月合算) ※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

障害のある人を日常的に介護している家族の休息のため、希望する人が利用できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

(3) 障害児の居場所づくり事業

障害児や家族が気軽に利用できる親同士の交流や子どもの遊び場（こあらくらぶ）の提供を行います。

【サービスの実績と見込量】

		第4期	第5期			第6期 (見込み)		
サービス	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児の居場所 づくり事業	人	見込	59	45	45	45	45	45
		実績	38	33	43	28		
		達成率	64.4%	73.3%	95.6%	62.2%		

(単位は年間実利用人数) ※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

障害のある子の成長・発達には、早い段階で障害を発見し、適切な療育につなげることが重要であることから事業を継続します。

(4) 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得や改造に要する費用の一部を助成することにより、障害のある人の社会参加を促進します。

【サービスの実績と見込量】

		第4期	第5期			第6期 (見込み)		
サービス	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自動車運転 免許取得・ 改造助成事 業	件	見込	2	2	2	2	2	2
		実績	2	1	2	1		
		達成率	100.0%	50.0%	100.0%	50.0%		

(単位は年間実利用人数) ※令和2年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

自動車運転免許の取得により、就労が見込まれるなど、社会活動への参加が認められるため今後も支援します。

(5) 知的障害者職親委託事業

知的障害者の自立更生を図るため、一定期間、知的障害者の更生援護に熱意がある事業経営者などに預け、生活指導や技能習得訓練を行うことにより雇用の促進と職場への定着を図ります。

【サービスの実績と見込量】

		第4期	第5期			第6期 (見込み)		
サービス	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
知的障害者 職親委託	か所	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	1		
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		

(単位は年間実利用人数) ※令和2年度は見込み

第3部 計画の推進に向けて

1 計画推進に向けての具体的方策

近年、障害者施策をはじめ、福祉関係の諸制度の改正が多く、利用者が改正内容を理解しきれない状況が見受けられます。障害者自身の適切なサービス利用には、専門的な知識のある相談支援専門員と相談し、制度やサービス内容の理解を深めていくことが重要となります。

制度の周知を図るとともに、総合的な相談支援体制の充実を図り、適切な障害福祉サービスを提供し、日常生活の質の向上を促進します。

2 障害福祉サービス等の充実

地域移行等を実現するためには、利用者のニーズを的確に把握するための相談支援体制の整備、訪問系サービスの充実、利用者のニーズに応じた日中系サービスの確保、就労支援体制の整備、地域生活を可能とする社会資源及びサービスの充実を図ることが必要となります。

今後も、障害福祉サービスの質の向上に向けて施設や事業者のサービス提供等に関し、様々なネットワークを構築できるよう情報の共有化に努めます。

3 制度の周知及び相談支援体制の充実

アンケート調査等では「情報が少ない」、「相談対応等の充実」といった「相談・情報提供」への声も多くありました。障害者施策をはじめとする福祉関係の諸制度の改正が多いことから、利用者が制度を把握しにくいという状況があります。有効にサービスを活用し、地域での生活を送るためには、新規のサービス内容の理解を深めていくことが重要となります。

そのためには、広報紙やホームページなどを活用した制度の周知を行うとともに、県や夷隅地区自立支援協議会との連携により総合的な相談支援体制の充実を図り、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を促進します。

4 適正な障害支援区分認定

必要なサービスが適正に利用できるよう、調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図りつつ、障害の状態や程度、所得状況などを適正に把握し、正確・公平な認定と計画支援により障害者のニーズに応じた支給を決定します。

5 利用者負担の軽減制度の周知

利用者負担の見直しなどについて、周知に努めます。

地域生活支援事業の各種サービスは、市町村が裁量的に自己負担額を決めることができることから、広域的な調整のもと、低所得者に配慮し運用します。

6 人材の育成・確保やサービスの質の向上

県や近隣自治体、関係機関などと連携し、計画を推進していく上で不可欠な専門従事者の確保に努めます。

サービスの質の向上に向け、事業所スタッフの研修会への参加促進など、障害のある人に関する専門従事者の専門性の向上を図ります。

障害福祉サービスを行っている事業所に、医療的ケアのできるヘルパーの養成を働きかけます。

苦情処理体制について、積極的に周知し、困難事例の解決に向けた体制づくりを推進します。

7 計画の推進体制

本市は、「障害者総合支援法」に基づき、関係団体、関係事業所、関係機関により、地域の障害福祉に関するシステムづくりを推進するため、勝浦市、大多喜町、御宿町と共同で「夷隅地区自立支援協議会」を設置しています。

協議会では、毎年の方針の進捗状況を評価するなど、いすみ市における障害者福祉施策の計画的推進及び地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、協議等を行っています。

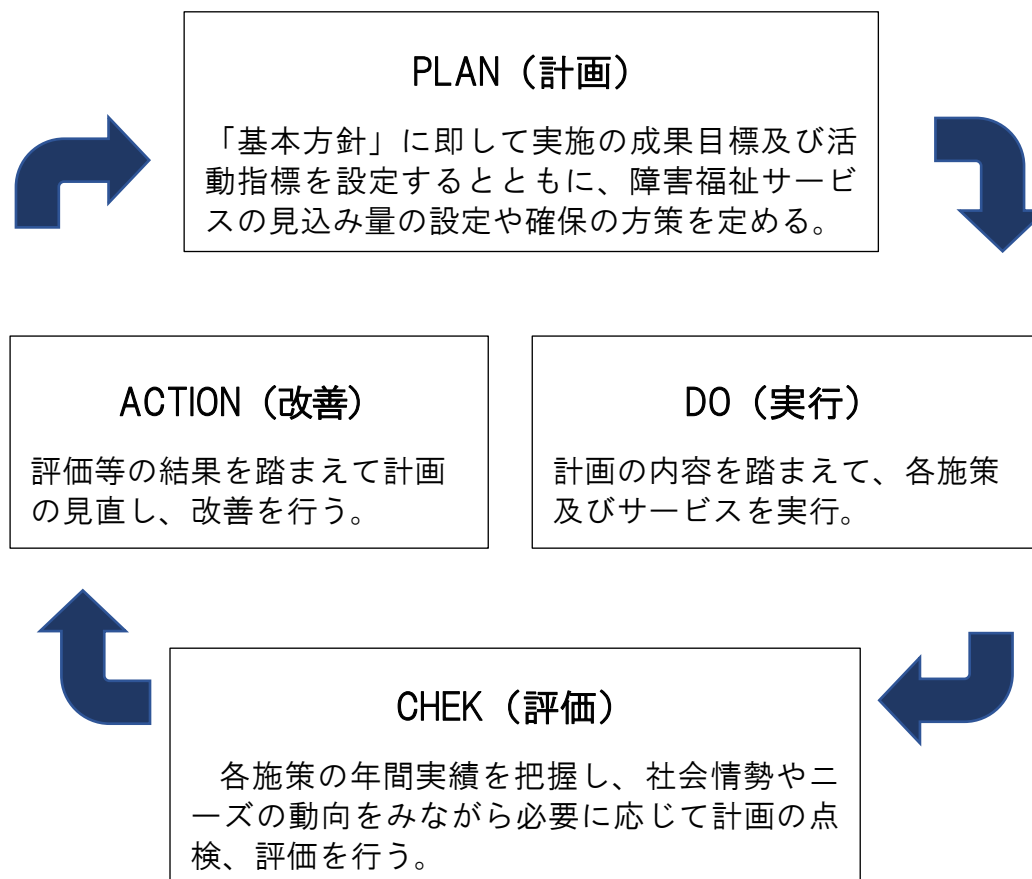
計画推進にあたっては、国、県との連携のもと、地域の市民、ボランティア、サービス提供事業者、企業、医療、教育、社会福祉協議会とのネットワークの形成を図り、地域社会において利用者がいきいきとした生活や活動を行うことができるよう努めていきます。

8 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）—Do（実施）—Check（評価）—Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の考え方を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。

令和3年度から令和5年度が第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の計画期間となりますが、毎年の実施状況を夷隅地区自立支援協議会に報告し、進捗状況の点検と評価を受けながら、PDCA サイクルを構築していきます。

■障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスイメージ



1 用語説明

用語	説明
あ 行	
意思疎通支援事業	地域生活支援事業の一つ。手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。
移動支援	地域生活支援事業の一つ。円滑に外出できるよう、移動を支援する。
医療型児童発達支援	上肢や下肢、体幹機能に障害のある児童に対し、児童発達支援に併せて治療を行うサービス。
医療的ケア	たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を送る経管栄養など、在宅で家族などが日常的に行っている医療的介助行為であり、医師法上の「医療行為」と区別される。
一般就労	障害者の就労の一つ。労働基準法等に基づく雇用関係による一般の企業への就労のこと。
か 行	
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う障害福祉サービス。地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において数人の知的障害者や精神障害者、身体障害者などが、一定の経済的負担を負って共同で生活し、同居又は近隣に居住している選任の世話人により食事の提供、相談その他の日常的な支援が行われる。
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、生活全般にわたる援助を行う障害福祉サービス。
居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する。
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい知的障害者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。

行動援護	障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う障害福祉サービス。
さ 行	
作業療法	障害者が社会復帰するためのリハビリテーションの一つ。身体を動かして作業することで、社会生活に適應する能力を回復させる。医師の指示の下で、作業療法士が行う。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日において入浴、排せつ、食事の介護等を行う障害福祉のサービス。
肢体不自由	身体障害の一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障害があることをいう。身体障害者福祉法における障害の分類では、最も対象者が多い。
児童発達支援	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適應訓練等を行う障害児通所支援。福祉型と医療型がある。
自発的活動支援事業	地域生活支援事業の一つ。障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行う。ボランティア活動支援等。
社会資源	社会的ニーズを充足するさまざまな物質や人材の総称。社会福祉では、社会福祉施設、備品、サービス、資金、制度、知識、技能、人材等のことを指す。
社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。略称は「社協」。
重度障害者等包括支援	重度の障害者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援（A型、B型）を包括的に提供する障害福祉サービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う障害福祉サービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。
就労継続支援(A・B型)	一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。雇用型（A型）と非雇用型（B型）がある。

就労定着支援	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言を行う障害福祉サービス。
手話通訳者	音声言語を手話に、又は手話を音声言語に変換して伝えるなどの通訳者。厚生労働省の手話通訳士の試験等に合格し、聴覚障害者の社会参加を支援するための専門家。
手話奉仕員	手話を用いて、聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した者。
手話奉仕員養成研修事業	地域生活支援事業の一つ。手話奉仕員の養成研修を行う。
障害支援区分	障害福祉サービスの利用にあたり、障害者の支援の必要度を表す。6段階の区分（区分1～6：区分6の人が必要度高い。）区分に応じて適切なサービスやサービスの支給量が決められる。
障害児福祉手当	20歳未満の在宅の重度障害児に支給する手当。
障害者基本法	障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
障害者計画	障害者基本法の規定に基づき、都道府県・市町村が策定する計画で、障害者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるもの。
障害者雇用促進法	障害者の雇用の促進を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障害者を雇用するように義務付けるなど、障害者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。正式名称は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」。
障害者差別解消法	障害者基本法の基本的な理念に沿って、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（＝合理的配慮に提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
障害者総合支援法	障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

障害者優先調達推進法	障害者就労施設等の受注の機会を確保し、施設で就労する障害者が自立した生活を送るために、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等から物品の調達を行うよう定めた法律。
障害福祉計画	障害者総合支援法の規定に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務付けられている。
ショートステイ	「短期入所」を参照。
小児慢性特定疾患	子どもの慢性疾患（悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患など）のうち、国が指定した疾患。
職親委託	知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の職親に知的障害者を一定期間預け、生活指導や技能取得訓練等を行うことによって、雇用を促進し自立更生を図ることを目的としている。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。機能訓練と生活訓練の2種類がある。
自立支援医療	障害に係る公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則1割とする公費負担医療制度。
自立支援協議会	障害者の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織。主な役割としては、障害福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障害者一人ひとりの具体的な支援策の検討等。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障害の程度によって、1級から6級までに区分される。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間において入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する障害福祉サービス。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障害の程度によって1級から3級までに区分される。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。

成年後見制度法人後見支援事業	地域生活支援事業の一つ。成年後見制度における法人後見活動を支援するために、法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築等を行う。
成年後見制度利用支援事業	地域生活支援事業の一つ。障害福祉サービスを利用する知的障害者や精神障害者に対し、権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の利用について必要となる経費の全部又は一部について補助を行う。
相談支援事業	地域生活支援事業の一つ。障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する。
相談支援専門員	障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。
た 行	
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、一時的に短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事その他の必要な介護等を行う障害福祉サービス。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う障害福祉サービス。
地域活動支援センター	地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行い、障害者の自立した地域生活を支援する場。当センターの運営は、地域生活支援事業として位置づけられる。
地域生活支援事業	障害者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業。移動支援事業や、成年後見制度利用支援事業等。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う障害福祉サービス。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。
特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。平成19年の学校教育法改正前は、盲学校、聾学校及び養護学校だった。

同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が外出する際に、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行う障害福祉サービス。
特別支援学級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園において、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。平成 19 年の学校教育法改正により、特殊学級から特別支援学級に名称変更された。
特別児童扶養手当	20 歳未満の在宅の重度障害児の保護者に支給する手当。障害程度 1 級、2 級を監護、養育している保護者が対象。
特別障害者手当	寝たきりなど常時特別な介護が必要な 20 歳以上の在宅の重度障害者に支給される手当。
な 行	
難 病	難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。このうち、当該難病の患者数が国内において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること。その他厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。
日常生活用具給付等事業	地域生活支援事業の一つ。障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業。
ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。
は 行	
発達障害	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害が対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などが含まれる。
ピアサポート	同じ課題を抱える人同士が支え合うこと。例えば、同じ障害を持っていたり、お互いの経験を伝えあったり、わかちあうこともピアサポートの一つ。
福祉避難所	市町村が、災害時に、自宅や避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設などが指定される。

ペアレントメンター	発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者に対してグループ相談や子どもの特性などを伝えたり、情報提供等を行うもの。
保育所等訪問支援	保育所等を利用する障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等の安定した利用を促進するための訪問支援。
放課後等デイサービス	学校に就学している障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する障害児通所支援。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等となり、障害者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
や 行	
要約筆記	難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。
ら 行	
理解促進研修・啓発事業	地域生活支援事業の一つ。市町村が実施する地域住民を対象とした障害者等に対する理解を深めるための研修、啓発イベントの開催等。
リハビリテーション	事故・疾病等により障害を受けた人や、長期療養者を対象にして行う、機能回復と社会復帰のための、総合的な療法・指導・訓練。
療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害児やその家族、障害に関し心配のある人などを対象として、障害の早期発見・早期治療、訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。
療育手帳	知的障害者福祉法により知的障害と判断された人に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う障害福祉サービス。

2 いすみ市障害者計画等策定委員会設置要綱

いすみ市障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市長は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づき、いすみ市障害者計画、いすみ市障害福祉計画及びいすみ市障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するに当たり、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、いすみ市障害者計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、障害者計画等に関する事項について調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 1人
- (2) 障害者団体関係者 3人
- (3) 保健医療関係者 2人
- (4) 福祉施設関係者 3人
- (5) 地域福祉関係者 1人
- (6) 教育関係者 2人
- (7) 行政機関関係者 2人

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 策定委員会の委員の任期は、委嘱の日から障害者計画等の策定が終了した日までとする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

- 4 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成26年1月28日告示第10号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年6月2日告示第85号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年11月8日告示第177号)

(施行期間)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示の施行に関し必要な準備行為については、この告示の施行の日前においても行うことができる。

3 いすみ市障害者計画等策定委員会委員名簿

委嘱区分	氏名	職業・団体・役職名等	備考
市議会議員	麻生 実	文教厚生常任委員会 副委員長	
障害者団体関係者	関 功	いすみ市身体障害者福祉会 会長	
	土田 修二	いすみ市手をつなぐ育成会 会長	委員長
	上野 勝代	夷隅郡域精神障がい者家族会 書記	
保健医療関係者	齋藤 正敏	夷隅医師会いすみ市ブロックブロック長	
	小守 英一	夷隅郡市歯科医師会 理事	
福祉施設関係者	堂下 勉	社会福祉法人 槇の里 いすみ学園 施設長	
	三上 幸治	社会福祉法人 つばさ いすみあかね園 理事長	副委員長
	内野 浩二	社会福祉法人 土穂会 ピア宮敷 施設長	
地域福祉関係者	市原 一彦	社会福祉法人 いすみ市社会福祉協議会 会長	
教育関係者	年光 克水	千葉県立夷隅特別支援学校 学校長	
	尾後貫 公一	いすみ市校長会会長 国吉中学校 校長	
行政機関関係者	石井 清久	茂原公共職業安定所いすみ出張所 所長	
	池田 凡美	夷隅健康福祉センター センター長	



いすみ市

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

発行 令和3年3月
いすみ市役所 福祉課
〒298-8501 千葉県いすみ市大原 7400-1
0470-62-1117
shougai@city.isumi.lg.jp